

社会保険しまね

No.780

「斐川・荒神谷の古代ハス」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談所についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況(平成24年3月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,694 事業所	11,464 事業所
船舶所有者数	96 事業所	—
被保険者数	男 性	96,366 人
	女 性	68,589 人
	坑内員	8 人
	船 員	1,036 人
被扶養者数	—	109,403 人

厚生年金の受給権者数	239,940 人
年金額(年金額には停止額を含む)	1,738億74百万 円
健康保険の給付件数(3月分)	255,281 件
健康保険の保険給付費(3月分)	30億88百万 円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

日本年金機構からのお知らせ

「算定基礎届」の提出は、お済みでしょうか？

「算定基礎届」は、年1回、被保険者の皆様の標準報酬月額(健康保険・厚生年金保険の保険料計算、保険給付、年金給付の基礎となる金額)を見直すための大切な届です。この届出によって、本年9月以降の標準報酬月額が決定され、毎月の保険料が決まります。



提出期限は**7月10日(火)**です。まだ提出されていない場合は、至急提出をお願いします。なお、文書にて別途ご案内している「算定基礎届等提出時の受付調査」の対象事業所においては、受付調査時にご提出ください。

◆「70歳以上被用者」の各種届出は、75歳になった後も引き続き必要です◆

75歳になったこと等により後期高齢者医療制度の被保険者となったため、健康保険の資格を喪失した方(昭和12年4月2日以降に生まれた方)が、引き続き事業所で勤務する場合は、これまで同様に「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、退職などにより使用関係が消滅した場合は「70歳以上被用者 該当・不該当届」を提出してください。

新人事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	8月22日(水)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)*
出雲	8月21日(火)		出雲市民会館(302会議室)
浜田	8月10日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

「年金委員」推薦のお願い

◆年金委員とは◆

厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金制度について広く国民の皆様にご存知いただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域において普及啓発活動を行っていただくために設置されています。

年金委員は、**事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します**。活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に事業所内、「地域型」は自治会など地域において活動していただいています。

◆「職域型」の年金委員◆

現在、全国で約12万人の方が年金委員として委嘱されています。

従業員の方々が知りたい情報について、知識を有する社員の方が職場内にいることはとても心強いものであり、職場と年金事務所を結びパイプ役となります。年金事務所では、年金委員の方に諸事サポートを行っており、本年11月には**年金委員研修会**を開催予定です。

趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をいただきますようお願いいたします。手続きについては、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

■詳しくは日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)の「年金委員のページ」をご覧ください。

社会保険労務士による年金相談所の開設(8月~9月)

地区	相談会場	相談日	
		8月	9月
奥出雲町	仁多庁舎	3日(金)	7日(金)
	横田庁舎	17日(金)	21日(金)
雲南市	吉田総合センター	22日(水)	—
	掛合総合センター	—	19日(水)
飯南町	頓原庁舎	—	14日(金)

地区	相談会場	相談日	
		8月	9月
益田市(◆)	益田市役所	8日(水)	12日(水)
川本町	川本庁舎	9日(木)	—
津和野町	日原中央公民館	24日(金)	—
吉賀町	六日市庁舎	—	21日(金)

◎相談にあたっての注意事項は、年金機構の出張相談所に同じです。

■相談時間(益田市を除く地区) 10:00~15:30

◆相談時間(益田市【要予約:前日までに益田市保険課 TEL0856-31-0216へ】)9:00~12:00・13:00~16:00

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

健康保険証の再交付について

今回は健康保険被保険者証(以下「保険証」といいます)を紛失・き損された場合の再交付手続きについて、ご案内いたします。

○申請方法について

「健康保険被保険者証再交付申請書」を事業主様を経由して提出してください(被扶養者の方(ご家族)も同様です)。

提出していただいてから、おおよそ1週間、お勤め先の事業所へ再交付した保険証をお送りいたします。申請書用紙は、協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくことができます。

【保険証に関する主な書類の提出先について】

事由	提出書類	提出先	提出期限
保険証をき損又は紛失した場合	健康保険被保険者証再交付申請書	協会けんぽ	すみやかに
新たにお勤めになられた場合	被保険者資格取得届	年金事務所(日本年金機構)	資格取得日から5日以内
退職した場合	被保険者資格喪失届		資格喪失日から5日以内
家族が被扶養者になる場合	被扶養者(異動)届		異動があった日から5日以内
家族が被扶養者から外れる場合	被扶養者(異動)届		異動があった日から5日以内

※年金事務所では保険証の再交付の手続きは行っておりません

○添付書類について

●き損による再交付の場合・・・き損した保険証を添付

●紛失による再交付の場合・・・添付書類は不要

※紛失による再交付を受けた後に、紛失された保険証が見つかった場合は、見つかった保険証を協会けんぽへご返却ください。

○ご注意ください

・保険証は、クレジットカードやキャッシュカードと違い、紛失したり盗まれても、協会けんぽで無効とする処置がとれません。自宅以外の場所で紛失したり、盗まれたことに気が付いたら、ただちに警察に届け出てください。

・保険医療機関を受診される際は、受診の都度、保険証を提示していただく必要があります。手続き中に保険証を提示せずに保険医療機関を受診された場合は、一旦全額を立て替え払いし、あとで「療養費」として請求していただくことになります。



【手続きに関するお問い合わせ先】協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

今月の
おすすめ

健康レシピのご紹介

きのこおろしの豚しゃぶ



カロリー 188kcal
塩分 1.8g
たんぱく質 20.5g

★材料(2人分)

・豚肉しゃぶしゃぶ用…160g
・長ねぎ…1本
・しめじ…1/2パック
・大根…100g
・青ねぎ(小口切り)…小さじ2
・油…小さじ2
・ポン酢…小さじ4
・昆布…適量
・酒…適量

《レシピ提供：社団法人島根県栄養士会》

★作り方

- (1) 長ねぎは斜め薄切り、しめじはいしづきを取ってほぐし、油を熱したフライパンで炒め、皿に平らに盛りつける。
- (2) 鍋に水を入れ、昆布と酒を入れ火にかける。沸いてきたら、昆布を取り出し、豚肉を入れ、火を通し、冷水にとって水気を切り、(1)の上に盛り付ける。
- (3) 大根はおろして水気を切り、(2)の上のせ、小口切りした青ねぎを散らし、ポン酢をかける。

島根支部ホームページサイト「へるし〜まね」では健康づくりに役立つレシピをご紹介します。ぜひご覧ください!

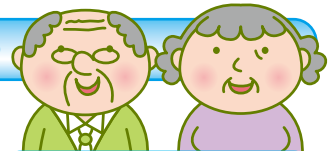
協会けんぽ島根

検索

日本年金機構から年金相談についてのお知らせ

出張相談所の開設

8月～9月



◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会場	相談日		時間
隠岐の島町ふれあいセンター	8月16日(木)	9月3日(月)	13:00～16:00
	8月17日(金)	9月4日(火)	9:30～12:00
西ノ島町黒木公民館	—	9月26日(水)	13:00～16:00
海士町役場	—	9月27日(木)	9:30～12:00
大田市役所	8月22日(水)	9月26日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	8月28日(火)	9月25日(火)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止になることがありますので、あらかじめご了承ください。

■相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。
※代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

(財)島根県社会保険協会からのお知らせ

平成23年度の事業結果並びに決算が承認されました

去る6月15日浜田市で開催されました第119回定例総会で、平成23年度事業結果、並びに決算が全会一致で承認されました。

事業活動収入	36,006,656円
事業活動支出	31,650,365円
投資活動収入	3,832,703円
投資活動支出	0円

詳細は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますので、ご覧ください。

なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていますので、電話等によりご連絡ください。

浜田・江津地区第2回社会保険ソフトボール大会結果

去る6月17日(日)、浜田市ソフトボール協会のご協力をいただき、初めての浜田・江津地区大会(第1回は中止)を石見海浜公園グラウンドで開催しました。

結果は次のとおりでした。

優勝 (株)ハゼヤマ

準優勝 島根さんれい(株)

第3位 一番星(今井産業(株))



【ホームページには写真なども載せていますのでご覧ください。】



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻780号◆ 発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部
2012.7.20発行 ※次回の発行については平成24年9月を予定しています